

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

福島県知事 内堀 雅 雄

## 目次

**条 例**

- 福島県税条例の一部を改正する条例 一
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例 一
- 福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例 三
- 福島県職員定数条例等の一部を改正する条例 三
- 福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例 三
- 福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例 四
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例 四
- 福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県不動産特定共同事業法関係手数料条例の一部を改正する条例 四
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 四
- 福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例の一部を改正する条例 四

## 条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例、福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県不動産特定共同事業法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十日

### 福島県条例第五十九号

#### 福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
 第七条第二項中「証紙徴収の」を「第六十四条第二項から第五項まで及び第六十四条の三に規定する」に改める。

第五十二条第一項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

一 第五十条第二項の規定によつて自動車取得税額を納付する場合

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十五年福島県条例第九十四号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第四十九条の規定による申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合

三 規則で定める場合

第六十四条の二の次に次の一条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

**第六十四条の三** 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、第六十四条第二項から第四項までの規定にかかわらず、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第九条に規定する方法により徴収する。

附則第九条第七項中「特例事業者」を「小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）」、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第三条の二の十六第一項に規定するもの（第二号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）に、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に、「うち施行令第七十九条第九項」を「うち施行令附則第七十七条第七項」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に、「平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十九年十二月一日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者（不動産特定共同事業法第二十二条の二第三項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。） 次に掲げる不動産

ア 昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、施行令附則第七十七条第十八項

に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をする必要があるもの

イ アに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

二 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び特定適格特例投資家限定事業者次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第七条第十九項に規定するもの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第三条の二の十六第二項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第七条第二十項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

イ アに掲げる土地を敷地とするアに掲げる建替えが必要な家屋として施行令附則第七条第十九項に規定するもの

ウ アに掲げる土地の上に新築される特定家屋

エ 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第七条第十九項に規定するもの

オ エに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

附則第十条の二の四第二項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十条の二の六において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四

第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第十条の二の六及び附則第二十二條において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八條第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十条の二の六において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十条の二の六第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十条の二の六において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条及び附則第十条の二の六において「平成十七

年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の四第三項第一号ア中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第四項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条第七項の改正規定及び次条の規定 平成二十九年十二月一日
- 二 附則第十条の二の四第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定 平成三十年四月一日

(不動産取得税に関する経過措置)

**第二条** 前条第一号に掲げる規定による改正後の福島県条例附則第九条第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

**第三条** 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の福島県条例附則第十条の二の四第二項及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

**福島県条例第六十号**

**福島県税特別措置条例の一部を改正する条例**

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 削除

第六条を次のように改める。

**第六条 削除**

第十条中「及び第五条から第六条の二まで」を「第五条及び第六条の二」に改める。

第十一条中「及び第五条から第六条の三まで」を「第五条、第六条の二及び第六条の三」に改め、同条の表個人の事業税の納税義務者の項及び法人の事業税の納税義務者の項中「、第六条」を削る。

第十二条第一項中「、第六条第二号」を削り、「第五条第一項、第六条」を「第五条

第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項、第六条」を「第五条第一項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。

(福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

**第二条** 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「若しくは第五条から第八条の二まで」を「第五条若しくは第六条の二」に改める。

(福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

**第三条** 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例(平成二十五年福島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「若しくは第五条から第六条の二まで」を「第五条若しくは第六条の二」に改める。

(税 務 課)

**福島県条例第六十一号**

**福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例**

福島県出先機関設置条例(平成五年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「証紙徴収の」を「福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)第六十四条第二項から第五項まで及び第六十四条の三に規定する」に改める。

第八条第一項の表福島県北家畜保健衛生所の項の前に次のように加える。

福島県中央家畜保健衛生所	石川郡玉川村	郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡及び田村郡
--------------	--------	--

第八条第一項の表福島県南家畜保健衛生所の項、福島県南家畜保健衛生所の項及び福島県いわき家畜保健衛生所の項を削る。

**附 則**

この条例中第一条第四項の改正規定は平成三十年一月四日から、第八条第一項の改正規定は同年二月一日から施行する。

(行政経営課)

**福島県条例第六十二号**

**福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

福島県職員定数条例等の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第五十七号)



の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「この条例の施行後五年以内」を「平成三十三年三月三十一日までの間」に改める。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

**福島県条例第六十三号**

**福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

**福島県条例第六十四号**

**福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例**

福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二項中「郡山市」を「会津若松市、郡山市」に改め、同条第二項中「白河市」を「会津若松市及び白河市」に改める。

第二十七条の三中「白河市」を「会津若松市及び白河市」に改める。

**附 則**  
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(都市計画課)

**福島県条例第六十五号**

**福島県都市公園条例の一部を改正する条例**

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

(まちづくり推進課)

**福島県条例第六十六号**

**福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の一部を改正**

**する条例**

福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「建築面積」を「建築面積等」に改め、同条中「ならないものとする」を「ならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合として条例で定める割合は、百分の五十を超えてはならない。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

(まちづくり推進課)

**福島県条例第六十七号**

**福島県不動産特定共同事業法関係手数料条例の一部を改正する条例**

福島県不動産特定共同事業法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「許可」を「不動産特定共同事業の許可を受けようとする者、同法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者及び同条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新」に改める。

第二条中「一件につき八万円」を「一次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 不動産特定共同事業許可申請手数料 一件につき八万円
- 二 小規模不動産特定共同事業登録申請手数料 一件につき六万円
- 三 小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料 一件につき六万円

**附 則**  
この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

(建築指導課)

**福島県条例第六十八号**

**福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「医療」の下に「及び介護(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第四項に規定する訪問看護及び同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護に限る。)」を加える。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

**福島県条例第六十九号**

**福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例の一部を改正する条例**

福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例（平成三年福島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、法第四条第一項ただし書の規定による自動車保管場所の証明の申請及び法第六条第一項の規定による保管場所標章の交付（法第四条第一項ただし書の政令で定める通知を行ったときに限る。）の申請を行う場合においては、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならない。

**附 則**

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

（交通規制課）